

長岡市公告第95号

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和4年4月8日

長岡市長 磯田 達伸

1 趣旨

長岡市地域防災計画本編の改定業務について、簡易評価型プロポーザル方式により、防災に関して高度かつ専門的知見を有する事業者から提案を募集し、最も優れた事業者を選定して当該者と随意契約を締結するものです。

2 委託内容

- (1) 委託番号 防委第30号
- (2) 委託名 長岡市地域防災計画本編改定業務
- (3) 委託期間 令和4年6月（予定）から令和5年3月31日まで
- (4) 業務内容 別に定める「長岡市地域防災計画本編改定業務に係る簡易評価型プロポーザル実施説明書」（以下「説明書」といいます。）によります。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者であること、又は新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者と同程度の連絡及び協力体制を確保できると認められる事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 本件プロポーザルに係る公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本件プロポーザルに係る公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- (8) 平成26年度以後に長岡市以外の市町村(特別区を含みます。以下同じ。)において、本件業務と同種の業務(当該市町村の地域防災計画の作成又は改定に係る業務をいいます。以下同じ。)に係る履行実績が3以上あること。

4 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、令和4年4月22日(金曜日)午後5時(必着)までに、「簡易評価型プロポーザル参加表明書」(様式1)を長岡市危機管理防災本部に提出してください。

また、長岡市の入札参加資格者名簿に登録されていない者は、「誓約書」(様式2)も併せて提出することとします。

提出方法は、持参、郵送(配達確認ができるものに限り、提出期限必着)又はファクシミリのいずれかの方法とします。ファクシミリの場合は、必ず電話連絡にて着信を確認し、速やかに原本を提出してください。

5 質問書の受付及び回答

参加表明書を提出した者は、令和4年5月9日(月曜日)午後5時(必着)までに、説明書の内容について「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(様式4)により質問することができます。

回答については、令和4年5月16日(月曜日)までに、参加表明書を提出した全員の者に電子メールにより回答します。

6 提案書の提出

提案書の提出は、次のとおりとします。

- (1) 提出期限 令和4年5月23日(月曜日)午後5時(必着)
- (2) 提出方法 10部を持参又は郵送(配達確認ができるものに限り、)
- (3) 提出先 長岡市危機管理防災本部
- (4) その他 説明書を熟読の上、その内容を踏まえて提案書を作成してください。

7 選考方法等

- (1) プレゼンテーション実施日

令和4年5月31日(火曜日)(詳細については別途通知します。)

- (2) 選考方法

長岡市職員で組織する選考委員会において、本件プロポーザル参加者のうち次の全ての要件に該当するものについて、提案書、プレゼンテーションの内容、見積金額等により総合的に評価し、最優秀者を決定します。

ア 3の参加資格要件を満たしていること。

イ 提案書が期限内に提出され、かつ、その記述が説明書における提案書の作成に係る留意事項を満たしていること。

ウ 見積金額が説明書における予算額以内であること。

エ プレゼンテーションに参加していること。

8 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。最優秀者に対し、第1位契約交渉権を与え、長岡市と随意契約に係る交渉を行うものとしします。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

9 その他留意事項

- (1) 本件プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された提案書は、返却しません。
また、提出後の提案書の内容変更は、原則として認めません。
- (3) 提出された提案書の内容に係る著作権法（昭和45年法律第48号）で定める著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとしします。
また、提案書を提出した事業者については、当該提案書につき長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）で定めるところにより情報公開請求があった場合において、同条例で定めるところにより市長が当該提案書を公開しようとするときは、著作権法第18条第1項に規定する公表権を行使しないことあらかじめ同意したものとみなします。

10 担当部署

〒940-8501

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟4階

長岡市危機管理防災本部

電話 0258-39-2262（直通）

ファクシミリ 0258-39-2283

E-mail bousai@city.nagaoka.lg.jp